

農業委員会 総会（11月） 議事録

日 時	令和2年11月24日（火）	19:30～20:30	
場 所	新島村住民センター 1F 会議室		
出 席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	3	山下 竹夫
	農業委員	4	天野 律子
	農業委員	5	公文 宏司
	農業委員	6	植松 由美子
	農業委員	7	大沼 剛
	農業委員	8	北村 一男
	農業委員	9	岩永 和徳
	農業委員	10	内藤 政之
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		横田 泰一
	事務局		登 文乃
欠 席	農業委員	1	綾 真吾
	農業委員	2	奥山 敏仁
	農地利用最適化推進委員		池村 達子
傍 聴 人	1名		

- 1 会議事件
 - (1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
若郷地区 1筆 久田巻城ノ下
 - (2) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
本村地区 6筆
 - (3) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
本村地区 1筆 ナムレ
 - (4) 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理
について 若郷地区 1件
 - (5) 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理
について 式根島地区 1件
- 2 協議事項
 - (1) 国および都への要望・意見に関する内容の検討について
 - (2) 第33回島しょ農業委員会協議会表彰の候補者の推薦について
 - (3) その他について
 - ① 農業委員会だよりについて（原稿案の確認）
 - ② 議事録署名人について
 - ③ 12月の総会について

1 会議事件

(1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 若郷地区 1筆 久田巻城ノ下
譲渡人は昨年当該土地を相続したが、耕作をする予定が現在も今後もないため、地域内の兼業農家かつ認定農業者である譲受人に売買によって所有権の移転を行うもの。

許可。

(2) 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 本村地区 6筆
譲渡人は平成29年に相続により農地を所有したが、村内に在住していなく、現在のところ島に帰ってくる予定もないため、地域内の認定農業者である譲受人に売買によって所有権の移転を行うもの。

許可。

(3) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 本村地区 1筆 ナムレ
譲渡人が高齢のために所有農地の管理が不可能となり、引き継ぐ親族もいないため、村内に在住する譲受人に贈与によって所有権の移転を行うもの。

許可。

(4) 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 若郷地区 1筆
野原淡井道南 相続による所有権の移転に伴う届け出の受理を報告。

(5) 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 式根島地区 6筆
相続による所有権の移転に伴う届け出の受理を報告。

2 協議事項

(1) 国および都への要望・意見に関する内容の検討について

12/14までに各委員で検討し、要望等があれば事務局まで提出。12月総会にて事務局で取りまとめた案を決定。

(2) 第33回島しょ農業委員会協議会表彰の候補者の推薦について

12/14までに各委員で検討し、候補者がいれば事務局まで提出。12月総会にて決定。

(3) その他

① 農業委員会だより12月号について

原稿案の確認。修正等があれば11月30日までに事務局まで。

② 議事録署名人について(綾委員、山下委員)

③ 12月の総会について

11/22(火)9:00から新島村住民センターにて開催。

◎質疑

大沼委員： コロナ対策等で村財政も厳しいと思われるが、来年度予算はどのような感触か。

事務局： 厳しいのは毎度のことではあるが、全庁的に経常経費の6%削減が申し付けられている。ヒアリング時にその場で大幅削減、事業中止というような話はなかったものの、今後全庁予算が揃った際に調整されるということも可能性としてはある。

石野会長： 決定はいつ頃になるか。

事務局： 3月の議会定例会にて上程することとなるため、2月中には庁内予算のとりまとめは終了すると思われる。

- 前田委員： 羽伏浦海岸沿いの崖が波でどんどん削れている。農地も近くにあるため、このままでは消失する恐れもある。なんとかならないか。
- 石野会長： あれだけ大規模な範囲で対策をとるとなると村だけで対策をしたところで難しい。都や国に要望をあげる必要がある。通常の土地であれば登記上は「喪失」という手続きになるが、消失する可能性のある箇所が農振地域でもあるため、都へ確認を行った方が良い。大島でも平成 25 年の土砂崩れの際に土砂下に埋もれた農地が多くあるはず。その対応はどうか等参考事例を確認してほしい。
- 事務局： 大島支庁産業課へ確認してみます。
- 石野会長： 久田巻工事の進捗はいかがか。
- 傍聴者（農林係長）： 現在の進捗は 60%ぐらいで、年明けに変更申請を行なう予定。
- 石野会長： 工期はいつまでか。
- 傍聴者（農林係長）： 3月中旬までとしている。
- 石野会長： 補償金の支払いについてはどうか。
- 傍聴者（農林係長）： 補償金の支払いは工事終了後の令和 3 年ということで所有者の皆さんにはお話ししている。令和 3 年になるべく早く実施する予定。